

第 1 3 7 回

国有財産近畿地方審議会

日時 令和 8 年 5 月 1 9 日

場所 近畿財務局 8 階大会議室

国有財産近畿地方審議会委員名簿

※50音順（敬称略）

ふりがな 氏名	現職
会長 いけだ ひろゆき 池田 博之	東洋テック(株) 代表取締役社長
おか えりこ 岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部建築学科 教授
こたに ひろこ 小谷 寛子	弁護士（小谷法律事務所）
さとう ゆうこ 佐藤 祐子	(株)国華荘 代表取締役社長
さわき まさのり 澤木 昌典	大阪大学 名誉教授
さわだ とおる 沢田 渉	(株)Brighten Japan 代表取締役
会長代理 しまだ やすお 嶋田 泰夫	阪急電鉄(株) 代表取締役社長
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授
みずがみ つぶる 水 上 然	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 准教授
みつおか まさし 光岡 正史	不動産鑑定士（本町不動産鑑定(株) 代表取締役）
やまばやし よしひろ 山林 佳弘	(株)ニュージェック 代表取締役社長
	11名

第137回 国有財産近畿地方審議会

日時：令和8年5月19日（火）

14時00分～14時50分

場所：近畿財務局8階大会議室

【橋本管財総括第1課長】 定刻となりましたので、ただいまより第137回国有財産近畿地方審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回も対面とオンラインを併用しての開催としており、水上委員と沢田委員はオンラインでご出席いただいております。

また、昨年9月の委員改選時、審議会委員への就任をお願い申し上げました折には、皆様方、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて今回は、委員改選後初めての審議会となり会長が選任されておりませんので、会長選任までの間、事務局であります管財総括第1課長の私、橋本が進行役を務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

初めに、オンラインでご出席の委員にご案内させていただきます。カメラは常時オンにさせていただき、マイクはご発言の時以外はオフでお願いいたします。ご発言の際には、挙手マークをクリックしていただきまして、ご発言の意思表示をお願いいたします。

それではただいまより、報道関係者が冒頭カメラ撮りのために入室いたしますので、そのままお待ち願います。

（報道関係者入室、カメラ撮影）

（報道関係者退室）

【橋本管財総括第1課長】 それでは、議事を再開させていただきます。

初めに、会議の成立を報告させていただきます。本審議会は、国有財産法施行令第6条の8第1項の規定に基づきまして、会議を開き、議決するためには、委員の半数以上のご出席が必要となっております。

本審議会は現在11名の委員で構成されておりまして、本日は8名の委員にご出席いただいておりますので、委員の半数以上の出席となり、本会議は有効に成立しておりますことを報告

いたします。

続きまして、委員の交代を報告いたします。昨年9月の委員改選に伴いまして、本荘 武宏様、花田 眞理子様、兼塚 卓也様の3名がご退任され、新たに3名の委員に就任いただいております。

お手元に配布の委員名簿の順に紹介いたします。

阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 嶋田 泰夫 様でございます。

本日急遽、事情によりまして欠席となりましたが、京都大学大学院地球環境学堂 准教授であります、深町 加津枝 様でいらっしゃいます。

続きまして、株式会社ニュージェック 代表取締役社長 山林 佳弘 様でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、引き続き委員にご就任いただいております皆様方につきまして、名簿順にご紹介させていただきます。

池田 博之 様でございます。

岡 絵理子 様でございます。

小谷 寛子 様でございます。

澤木 昌典 様でございます。

Webでご参加の沢田 渉 様でございます。よろしくお願いいたします。

同じくWebでご参加の水上 然 様でございます。

このほか、本日はご欠席なのですが、佐藤 祐子 様、光岡 正史 様にも、引き続き委員にご就任いただいております。

続きまして、当局側の出席者を紹介いたします。

近畿財務局長の坂口でございます。

管財部長の山崎でございます。

管財部 次長の七里でございます。

管財部 次長の徳尾でございます。

それでは、本日の最初の議事としまして、会長の選任手続きに入ります。当審議会の会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定に基づきまして、委員の互選により選任することとなっています。この件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じますが、どなたかご意見ございますでしょうか。

(澤木委員 挙手)

【橋本管財総括第1課長】 澤木委員、お願いいたします。

【澤木委員】 会長には、東洋テック株式会社 代表取締役社長の池田委員をご推薦させていただきたいと思っております。池田委員は地元関西の産業や経済に精通されておられ、非常にご見識の高い方と承知しております。また、前回の審議会では会長代理を務めておられまして、本審議会の運営にも精通されておられますので、適任ではないかと思っております。いかがでしょうか。

【橋本管財総括第1課長】 ありがとうございます。ただいま澤木委員から、池田委員に会長をお願いしてはどうかというご意見がございました。皆様、ご異議等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【橋本管財総括第1課長】 ご異議がないようでございますので、委員の皆様の互選によりまして、池田委員が国有財産近畿地方審議会の会長に選任されました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、池田委員はこちらの会長席の方にお移り願います。ここからは池田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。それでは池田会長、どうぞよろしく願いいたします。

【池田会長】 ただいま委員の皆様から会長にご推挙いただきました池田でございます。国有財産近畿地方審議会は、財務局長の諮問に応じて、国有財産の管理及び処分について調査審議の上、財務局長に意見を述べるものでございます。委員の皆様の率直な意見交換、審議を通じまして、審議会が十分に機能するよう、円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。本審議会では、会長とともに会長代理を置くこととなっておりますので、まず会長代理の指名を行いたいと思っております。会長代理は、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定によりまして、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することになっておりますので、私の方から会長代理の指名をさせていただきます。会長代理は、関西経済界を代表するお一人として幅広くご活躍しておられます嶋田委員をお願いしたいと思います。嶋田委員、どうぞよろしく願いいたします。

また、審議会規則に基づきまして、本審議会の議事録につきましては、後日、近畿財務局のホームページにおいて公開されることとなっております。

それでは、次の議事であります報告事項に先立ちまして、坂口局長からご挨拶がございます。

坂口局長、よろしく申し上げます。

【坂口局長】 財務局長の坂口でございます。本日は、大変お忙しい中をお集まりいただき誠にありがとうございます。先ほど会長からございましたけれども、国有財産近畿地方審議会は、近畿でございます個々の国有財産の管理・処分にあたりまして、有識者の皆様方からご意見をいただき、地域の意見を反映させるという趣旨で設けられておりますので、本日は忌憚のないご意見をいただければと考えてございます。

本日は報告事項が3件ございまして、留保財産からの除外、そして国公有財産の最適利用に関する取り組み、そして庁舎の使用調整でございます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【池田会長】 局長、ありがとうございます。それでは早速議事に入ります。まず事務局から、報告事項3件のうち「留保財産からの除外について」に関しまして、説明をお願いいたします。

【山崎管財部長】 改めまして、管財部長の山崎でございます。恐れ入りますが、着座のまま進めさせていただきます。まず、報告事項の①でございます。留保財産からの除外につきまして、ご報告をさせていただきます。

本件は、令和3年の4月になりますが、本審議会におきまして、留保財産として決定いたしました滋賀県大津市に所在する庁舎跡地に関するものでございます。今般、この財産が国の合同宿舍の建設予定地と決定されたことに伴いまして、留保財産から除外したものでございます。

はじめに、私から改めまして、この留保財産の制度概要につきまして、簡単にご説明させていただいた後に、担当次長から、本日の報告事項につきまして詳細にご説明させていただきます。

資料の2ページをお開きいただければと思います。

本資料は、令和2年の2月に開催されました本審議会における説明資料でございます。この前年であります令和元年の6月に、財務本省の財政制度等審議会国有財産分科会におきまして、ここに記載がありますような答申がなされております。

有用性が高く、希少な国有地については、一度売却してしまえば、将来新たな行政需要が生じても再度取得することが困難である。このような国有地は、将来世代における行政需要に備えつつ、地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、最適利用を図っていくべきである。こういった答申をいただいているところ

でございます。この答申を踏まえまして、国が所有権を留保しつつ、活用を図る財産を、留保財産として位置づけさせていただいているところでございます。

続きまして、3ページ目をご覧くださいいただければと思います。

こちらの資料につきましても、2ページと同様、当時の本審議会における説明資料でございます。その時の審議会で決定いただきました、当局における留保財産の選定基準でございます。

留保財産の選定に当たりましては、こちらに記載しておりますとおり、大阪市などの都市部の人口集中地区に所在するといった地域要件、ならびに2,000平方メートル以上といった規模要件を満たしていることを原則としております。

ただし、これらの地域・規模要件を満たさない場合であっても、地域の状況ですとか、特性など、個別的な要因も十分に考慮した上で、財産の選定を行うこととさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページをご覧くださいいただければと思います。

こちらの広域図が、3ページの先ほどの選定基準に基づきまして、これまでに本審議会において決定いただきました6件の留保財産の位置を示したものでございます。このうち青色の丸で表示しておりますのは、本日ご報告申し上げます大津市に所在する財産でございます。

それでは次ページ以降につきましては、担当次長の方からご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【徳尾管財部次長】 着座のままご説明申し上げます。6ページの位置図をご覧ください。

青丸で表示しております箇所が、今回、留保財産から除外を行いました、大津市御幸町に所在する国有財産でございます。本図では、当該財産と周辺の鉄道インフラや官公庁施設等との位置関係を表しております。

続いて、7ページの案内図をご覧ください。

こちらは位置図を拡大したもので、黄色のコの字型で示した部分が本件の対象財産でございます。

本財産の基本情報といたしまして、JR 東海道本線大津駅、京阪電鉄京津線上栄町駅のいずれからも徒歩圏にあり、周辺には滋賀県庁、大津びわ湖合同庁舎、大津地方裁判所などの官公庁施設が集積しており、利便性の高い立地にあります。

所在地は滋賀県大津市御幸町111番3外6筆。敷地面積は4,192.59平方メートルで

ございます。

また、財産の沿革につきましては、滋賀行政評価事務所、近畿農政局大津統計情報センター及び滋賀労働局の3官署が使用していた庁舎跡地であり、都市計画上の用途地域は商業地域、建ぺい率は80パーセント、容積率は400パーセントとなっております。

8ページの航空写真をご覧ください。

本財産は、市中心部の住宅地に位置し、東西方向に最長約85メートル、南北方向に約60メートルの規模となっております。敷地内に幅員約8メートルの市道が通っていることから、全体としてコの字型の敷地形状をなしております。

9ページの現況写真をご覧ください。

こちらは本財産を5方向から撮影したもので、①の西側からの写真により、敷地全体の状況をご確認いただけます。

参考といたしまして、配布資料中にはございませんが、周辺状況の補足としてスクリーンに3D画像を投影いたします。当該地の北側にはマンションが立地しており、周辺は概ね閑静な住宅地であることがご確認いただけます。

続いて10ページをご覧ください。

こちらは、本財産が留保財産に決定されて以降、今回留保財産からの除外に至るまでの経緯を時系列に沿って整理したものでございます。

本財産は、令和3年4月22日開催の第132回の本審議会において、立地特性等から将来的な行政需要が見込まれ、有用性及び希少性が認められることから留保財産に決定されました。

その後、当局において具体の活用方策について検討を進める中で、大津市において国有財産である皇子山総合運動公園の一部を活用した市役所庁舎の移転建替え、及び国家公務員宿舎である別所合同宿舎敷地を活用した代替公園の整備を内容とする大津市庁舎整備基本計画が令和7年8月に策定、公表されました。

これを受け、財務本省と当局で検討、協議を行いました結果、本財産を活用して、別所合同宿舎の代替となる合同宿舎を整備することとし、令和8年4月27日付で財務大臣決定がなされ、あわせて留保財産から除外がなされたところでございます。

11ページをご覧ください。

本図は、ただいまご説明しました経緯を踏まえ、大津市庁舎整備基本計画と当局による合同宿舎整備との関係性について、全体像をご理解いただけるよう整理したものでございます。

点線枠内の基本計画において、左上に記載しております現市役所庁舎は、老朽化や耐震性不足といった課題を抱えております。その解消に向けて、右下に向かうブルーの矢印で示す通り、国有地である皇子山総合運動公園の一部を活用した新庁舎整備が進められる予定でございます。

一方、基本計画のもう一つの柱である代替公園用地として取得予定の別所合同宿舎につきましては、現在職員が入居しており、これを廃止した場合には周辺に代替宿舎が存在しないことから、官署の業務継続や災害時における初動体制の影響が懸念される状況でございます。

このため、点線枠から実線枠に向かうイエローの矢印で示す通り、別所合同宿舎の代替として、御幸町に所在する本財産を活用し、新たな合同宿舎を整備することとしております。

なお、合同宿舎の規模につきましては、独身・単身用 62 戸、世帯用 12 戸の計 74 戸を想定しており、大津市内官署の緊急参集要員を主な入居対象としているところでございます。

1 2 ページをご覧ください。

本図は、これまでの取組みを位置関係で俯瞰したものであり、全体像をご確認いただけます。

皇子山総合運動公園を活用した市役所庁舎の移転建替え、別所合同宿舎を活用した代替公園の整備、当局における合同宿舎の整備といった一連の取組みの全体像をここにお示ししております。

最後に 1 3 ページをご覧ください。

現在、当局におきましては、大津市からの要望を踏まえ、売払いに向けた各種調査を進めている段階でございます。

今後につきましては、大津市の検討状況を踏まえ、順次本審議会にお諮りする予定であり、進捗状況によってスケジュールが変動する可能性がございます。

その上で、現時点での見込みといたしましては、皇子山総合運動公園の一部売払いについては令和 1 0 年度、別所合同宿舎跡地の売払いについては、令和 1 3 年度、それぞれ本審議会にお諮りする予定でございます。

なお、合同宿舎の整備につきましては、令和 8 年度から 9 年度にかけて各種調査及び設計を行い、令和 1 0 年度から 1 1 年度にかけて建設工事を実施しまして、令和 1 2 年度からの入居開始を予定しております。

当局といたしましては、引き続き大津市をはじめ関係機関と連携し、国有財産の有効活用による地域貢献に努めてまいります。

以上が報告事項①、留保財産からの除外についてのご説明でございます。

【池田会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それではご質問が無いようでございますので、続きまして、事務局から報告事項②の「国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）について」に関して説明をお願いいたします。

【七里管財部次長】 管財部次長の七里でございます。2つ目の報告事項について、恐れ入りますが、着座にてご説明申し上げます。お手元の資料のうち「国公有財産の最適利用について」をご覧ください。

まず1ページをご覧ください。

国公有財産最適利用のイメージ図です。国、地方ともに厳しい財政状況のもと、公的施設の耐震化への対応や施設の老朽化への対応が急務であるとともに、地域における人口減少、過疎化、人口構成の変化に応じた施設の集約、再編、活性化も求められているところでございます。

以前は、国・地方公共団体がバラバラに再編等を計画してきましたが、現在は国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が相互に連携し、庁舎等のニーズを調整しようとしております。例えば、国・地方公共団体の庁舎を合築して、コストの削減や行政のワンストップサービス化を実現したり、生じた余剰地をまちづくりに活用、または売却して財源を確保したりするなどの効果を目指しているところでございます。

具体的な調整の進め方としましては、当局が中心メンバーとなりまして、地方公共団体など関係機関と協議会を設置します。協議会では、各メンバー間で所管する財産の情報共有や、地域課題の把握などを行い、最適利用の実現可能性について検討・調整を行い、最適利用プランとして取りまとめます。

取りまとめましたプランは本審議会に報告させていただいておりまして、今回は、和歌山県有田郡湯浅町の最適利用プランが整いましたので、その内容をご報告させていただきます。

2ページをご覧ください。

湯浅町に所在していました旧和歌山地方法務局湯浅出張所は、昭和62年より、管轄区域を有田市、有田郡湯浅町、広川町、有田川町とし、34年にわたり同地で業務を行っていました。

行政改革推進の一環として、地方法務局の支局・出張所の統廃合が推進されており、当該湯浅出張所も令和3年をもって廃止され、和歌山市に所在する本局に統合されました。その後、令和4年に当局が土地・建物を引き受けました。

一方、湯浅町におきましては、既存の防災倉庫の老朽化が著しいこと、また当該庁舎跡地の

前面道路の幅員が交通量に比べて狭小であること等が課題となっていました。

当局と湯浅町とは、令和2年度に協議会を設置して以降、これらの課題解決に向けて協議を進めていたところでありまして、令和7年、旧庁舎を防災倉庫、敷地の一部を道路拡幅用地等として活用することを、当該庁舎跡地活用における最適利用プランと位置づけました。

当該プランに従い、同年9月に湯浅町へ土地・建物を2,775万円で売却しました。今後、同町におきまして、今年度から防災倉庫等として活用されるとともに、来年度以降に道路拡幅工事がされる予定でございます。

このように、国は庁舎跡地の有効活用、町は地域課題の解決につなげることができ、本財産の最適利用が図れたものです。当局では、今後も地域の課題に対応した国公有財産の最適利用に努めてまいります。

国公有財産の最適利用についてのご報告は以上でございます。

【池田会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

【嶋田委員】 この事案は、国と地方公共団体が絡んでいますが、全国的にみて、例えば、民地が絡んで3箇所調整するといったことはあるのですか。そういう可能性はあり得るのでしょうか。

【池田会長】 では、事務局からお願いします。

【七里管財部次長】 はい、お答えさせていただきます。基本は、国と地方公共団体との間での取組みにはなりますが、事案によっては、民地が入ることも十分考えられるのかなと思います。

具体的に、近畿では民地まで入った事案っていうのは、なかったようには記憶しております。

【嶋田委員】 ありがとうございます。

【池田会長】 他はよろしいでしょうか。沢田委員、よろしくをお願いします。

【沢田委員】 沢田です。よろしくをお願いします。1点はコメントで、1点のご質問です。

まずコメントで言いますと、ここにありますアセットアロケーションという観点になりますと、普通にありそうな遊休地を、単にキャッシュ化するのではなく、エリア全体のレジリエンスを高めるということで、結果的には周辺国有地の価値を維持する、あるいは拡充する。こういう手法というのは、長期的なポートフォリオとしては極めて有効ではないかという風に考えます。これがコメントです。

ご質問ですけれども、こうしたエリアマネジメントによる面的活用を行うことで、個別に売却利用した場合と比較して、資産価値なのか、あるいは公共的価値というのはどれほど向上するというふうに試算されているのでしょうか。まだ、これからということであれば、それでも結構です。以上です。

【池田会長】 事務局の方、ご説明よろしいですか。

【七里管財部次長】 ご質問ありがとうございます。今回は、国が法務局として利用していた土地・建物を、湯浅町で防災倉庫として活用いただけるといったようなところでございます。建物は30年ほど使用したものですけれども、湯浅町に老朽化している防災倉庫がありますので、その代わりに本財産を活用したいという要望に応えたものでございます。私ども、地元の地域ニーズをしっかりとお聞きして、それに応えることも必要であると考えているところでございますし、施設などを新たに整備する場合には、自ら整備する場合と、民間から借り上げる場合など、当然様々なコスト比較を行って費用対効果を検証するということが求められています。そういった中で、私どももその時々に応じて、どういったやり方がいいのかというのを、地元の公共団体と一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

【沢田委員】 経済価値に限らず、それ以外の要素として、行政的な需要に応えるという面が大きいのでしょうか。了解しました。

【池田会長】 沢田委員、よろしいですか。

【沢田委員】 はい。結構です。

【池田会長】 他にご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、ないようでございますので、続いて、事務局から報告事項③の「庁舎の使用調整について」に関してご説明をお願いいたします。

【七里管財部次長】 引き続き、私からご報告させていただきます。お手元の資料のうち「庁舎の使用調整について」をご覧ください。

1 ページをご覧ください。

まずは、使用調整の概要でございます。上段の赤い四角囲みの部分「使用調整とは」でございますが、当局におきましては、国の庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換等の方法により必要な調整を行っております。具体的には、官署の移転等の報告ですとか、当局の実地監査により、庁舎の空きスペース等が認められた場合には、効率的な使用を推進するために省庁横断的な入替え調整を行うものでございます。

この効果としましては、民間借受けの解消によるコスト削減などがございます。調整の手続きにつきましては、その対象面積等により取扱いが異なっております。

下の表をご覧ください。

左側に記載をしております使用調整は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第4条に基づく調整となっております。調整対象面積が2,000平方メートル以上など、調整の規模が大きい場合には、あらかじめ財政制度等審議会へ諮り、その意見を聞いた上で、財務大臣が決定することになります。

次に、表の右側に記載しております10条調整は、国有財産法第10条に基づく調整で、調整対象面積が150平方メートル以上600平方メートル未満など、先ほどご説明申し上げた規模以下の調整の場合には、財務局長が決定の上、その結果を国有財産地方審議会へ事後報告することとなっております。本日はこの10条調整につきまして、3件ご報告いたします。

2ページをご覧ください。

1件目は、奈良市に所在する奈良第二地方合同庁舎及び奈良第二法務総合庁舎の事案でございます。事案の概要の前に、まずは位置関係についてご説明させていただきます。

左上の広域図でございますが、両庁舎は、近鉄奈良駅から南東方向に所在しておりまして、直線距離でおおむね1.5キロメートルの位置にあります。そのため、駅からはバスを使用するのが一般的でございます。次に、右側の拡大図をご覧くださいと、両庁舎間の直線距離は約400メートルとなっており、本件はこのような位置関係にある2つの庁舎について、入居官署の入替えにより、庁舎の効率的な使用を図ろうとするものでございます。

3ページをご覧ください。

こちらが事案の概要でございます。奈良第二地方合同庁舎、以降の説明では、第二合同庁舎と略してご説明します。この庁舎には、奈良地方法務局、奈良労働基準監督署、それぞれ法務局及び労基署と今後略させていただきます。それと自衛隊奈良地方協力本部が入居しております。奈良第二法務総合庁舎、これにつきましては法務総合庁舎と略します。そちらの方には、法務局と大阪出入国在留管理局奈良出張所、以降、入管と略させていただきますが、この2官署が入居しております。

第二合同庁舎に入居する法務局では、登記申請書の保存期間延長に伴い書庫が不足しているほか、労基署では職員数の増加に伴い、執務室が狭隘となっております。また、法務総合庁舎に入居する入管では、執務スペースに余裕があることに加え、第二合同庁舎と比べて最寄りの

バス便が少なく、各種申請に必要な収入印紙の販売所がない等、利用者利便の向上が課題となっております。これら3官署が抱えている課題を同時に解消するため、第二合同庁舎に入居する労基署と、法務総合庁舎に入居する法務局及び入管の入替えを行うものでございます。

まず、①と記載してございます労基署につきましては、移転後の法務総合庁舎において、床面積が498平方メートルから541平方メートルへ増加することとなり、狭隘の解消が図られます。

次に②と記載してございます法務局につきましては、二つの庁舎に分散していた状態から第二合同庁舎に集約でき、庁舎間の移動が不要となるとともに、従前の法務総合庁舎では3階にあったため耐荷重の問題で設置が難しかった書庫を、移転先では1階に問題なく設置でき、書庫不足の解消が図られるものでございます。

最後に、③と記載してございます入管につきましては、床面積が221平方メートルから189平方メートルへと適正化されるとともに、移転によりバス便が多くなることから、来庁者の交通利便が改善、さらに収入印紙が移転先庁舎内で購入できるようになり、利用者利便の向上が期待されます。

本件により3官署それぞれにおいて、狭隘、書庫不足の解消、余剰スペースの適正化、利便性の向上が達成され、両庁舎とも、効率的な利用が図られるものでございます。

以上が1件目のご報告でございます。

4ページをご覧ください。

2件目、3件目は、関西国際空港島内に所在する関西国際空港CIQ管理棟、関西空港地方合同庁舎の事案で、それぞれの庁舎内での調整でございます。先ほどと同様に、事案の概要の前に、まずは位置関係についてご説明させていただきます。

こちらの図は、関西国際空港島内における庁舎の配置状況を示した図でございます。関西国際空港CIQ管理棟は、関西国際空港の旅客ターミナルに隣接するエリアに立地しております。一方、関西空港地方合同庁舎は、CIQ管理棟とは異なり、保安上の制限区域内に位置しており、一般の来訪者が自由に立ち入ることができないエリアに立地しております。

5ページをご覧ください。

こちらが関西国際空港CIQ管理棟に係る事案の概要でございます。

当局では、国有財産を総括する立場から、各省各庁が所管する国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、その財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しております。過年

度に実施しました同庁舎に係る監査におきまして、共用部分である食堂及び食堂倉庫であったスペースが未利用となっております、非効率な使用と認められました。

一方、同庁舎に入居する大阪税関関西空港税関支署、以降の説明では税関と略してご説明します。この税関では、旅客数の増加に伴いまして、手荷物検査等を実施する女性職員の当直に必要な仮眠室や犯則者調べ室等が不足しております。

このため、監査で非効率と判断された共用部分を活用し、税関の専用部分を276平方メートル拡張する調整を行ったものでございます。

さらに、近隣の民間ビルを借り受けていた関西国際空港危機管理官につきましても、同庁舎内の50平方メートルの区画に移転することで、賃料負担の軽減を図ったものでございます。

本件により、同庁舎における非効率な使用が解消されるとともに、狭隘解消、賃料負担の軽減も達成され、空港関連業務の円滑な遂行に資するものでございます。

以上が2件目の報告でございます。

6ページをご覧ください。

こちらが関西空港地方合同庁舎に係る事案の概要でございます。本件につきましても、過年度に実施した監査におきまして、共用部分である食堂及び売店であったスペースが未利用となっております、非効率な使用と認められました。

一方、同庁舎に入居する同じく税関では、輸入許可件数の増加に伴いまして、X線検査など貨物検査を実施する職員の当直に必要な仮眠室や、犯則物件の保管場所等の確保が、今後必要な状況でございます。

このため、監査で非効率と判断された共用部分を活用し、税関の専用部分を403平方メートル拡張する調整を行ったものでございます。

本件により、同庁舎における非効率な使用が解消されるとともに、今後の業務量の増加に対応する執務環境が確保され、空港関連業務の円滑な遂行に資するものでございます。

庁舎の仕様調整についてのご報告は以上でございます。どうもありがとうございました。

【池田会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。沢田委員、よろしく申し上げます。

【沢田委員】 コメントだけなんですけど、こうしたアロケーションというのは、民間であれば一般的な方策です。今回、民間の賃貸からの引上げ自体は、国全体で見るとキャッシュフロ

一の改善に直結すると思いますし、特に、空きスペースを放置せずに、監査に基づいてある種強制的にテナントを入れ替えるという運用は、アセットマネジメントのガバナンスの観点でいうと、本当に稼働率改善という意味において、その好例になるのではないかと思います。すごくいいケースだというふうに考えています。以上です。

【池田会長】 どうもありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。他にご質問等もないようでございますので、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は終了いたします。最後に、坂口局長から一言お願いいたします。

【坂口局長】 本日は、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日ご説明しましたエリアマネジメントのこと、それから使用調整のことも、ご指摘が出ましたように、国有財産をいかに有効的に活用していくかという観点から取り組んでいるものでございます。引き続き、先生方からご指導、ご意見をいただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

【池田会長】 どうもありがとうございました。それでは後日、事務局の方から、議事録の確認についてご連絡がございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。以上をもちまして、第137回国有財産近畿地方審議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —